[事案 28-4]契約無効請求

· 平成 28 年 12 月 12 日 和解成立

<事案の概要>

契約時における既契約の存在の有無に関する申立人からの質問に対する募集人の対応等を 理由に、新規契約の取消しと既払込保険料などの支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年5月の終身保険の契約に際し、申立人から募集人に対し、既契約の存在の有無について質問したところ、「契約はないはず、調べておく」との回答であったため、既契約の存在を知らず不要な契約を締結してしまったことを理由に、以下のとおり求める。

- (1) 既契約の10年分の保険料、あるいは既契約の存在を知らずに契約した他社の4件の既払込保険料を返還してほしい。
- (2) 既契約の10年分の保険料自動振替貸付の利息をなくしてほしい。
- (3) 新規契約の既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人から募集人に対し、既契約の存在を質問された事実はない。
- (2) 申立人は、既契約にもとづき保障を受けており、既払込保険料を返還する理由がない。他社の契約の既払込保険料についても同様である。
- (3) 当社は、既契約の存在について、申立人が指定した住所に毎年通知を行っている。
- (4) 新規契約の締結にあたって動機が表示されていないので、錯誤により無効であるとの主張はできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、新規契約の申込みに至る経緯、募集人の対応に不十分な点があったかどうかなど申込み当時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求はいずれも認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第34条1項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1)募集人は、既契約の保険料が支払われていないことを保険会社の社内において連絡を受けていたと推測できる。
- (2)本件契約の申込時に使用された携帯端末には、保険契約者の名寄せ機能があり、遅くとも本件契約の申込時には募集人が既契約の存在に気が付くことが可能であったことから、募集人が本件契約の募集をする際に、既契約があることを前提として申立人の保障の必要に合致した保障の内容を提案する必要があった